

(様式第1-B-3)

飼養等許可申請書 (ザリガニ類 (アメリカザリガニ・ウチダザリガニを除く) 愛玩・観賞 許可の更新)

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (平成16年法律第78号) 第5条の規定により特定外来生物の飼養等の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

地方環境事務所長 殿

申請者の住所: 〒

氏名:

電話番号:

電子メールアドレス:

職業:

※太枠内 (1~3, 8) は、必ず記入又は該当する□にチェックしてください。

※それ以外の項目 (4~7) は前回許可から変更がある場合にのみ記入又は該当する□にチェックしてください。

1.申請の種類	□許可の更新(前回許可:許可番号[] 許可の有効期間[年 月 日まで])			
2.申請に係る特定外来生物	1)種類	*右欄の①~④のうち該当するものをひとつ記載		
	2)飼養等を行うとする数量	現在飼養している個体数: 匹		
3.飼養等の目的	特定外来生物の指定の際現に国内で飼養等をしている個体の愛玩又は観賞			
4.特定飼養等施設	1)所在地	□申請者の住所と同じ (□屋内、□屋外) □その他 (□屋内、□屋外)		
	2)種類・規模	□水槽型 () □移動用施設 ()		
	3)構造	材質	□ガラス製 () □プラスチック・アクリル製 () □その他 ()	
		逸出防止措置	【※】 □室内に常置している () 【※】 □容易に外れないフタを有している ()	
5.主たる飼養等取扱者	1)飼養等取扱者	□申請者自身 (個人の場合は家族を、法人の場合はその職員を含む。) □申請者以外 (申請者以外の場合は2)~4)を記入)		
	2)氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)		4)職業	
	3)住所 (法人の場合は主たる事業所の所在地)			
6.飼養等管理体制	1)施設の点検方法、点検頻度	□エサやりなどの際に毎日の点検を行う。また、水槽等の清掃時に保守点検を実施する。 □その他		
	2)飼養等が困難になった場合の措置	【※】 □野外への放出をしない。 【※】 □適切な方法により処分を行う。		
	3)特定外来生物の運搬の有無 (引越等を予定している場合)	□有り (運搬目的) □無し (有りの場合は移動用施設の図面及び写真を添付する)		
7.添付資料	□①施設の規模と構造が分かる図面 □②施設及び設置場所がわかる写真 □③敷地内における施設の位置図 □④施設の設置場所周辺の縮尺1:5,000以上の概況図 □⑤その他 ()			
8.施行規則第6条第3号から第5号に該当しないことの証明	【※】 □私 (法人の場合:当法人及び法人の役員)は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第6条第3号から第5号までに該当しない者です。			
9.備考				
担当者連絡先 (申請者以外に本申請に係る担当者がある場合に記入)	氏名		所属・役職	
	住所			
	電話番号		電子メールアドレス	

※本様式はザリガニ類の愛玩・観賞目的での許可の更新に用いるためのものです。学術研究、展示、教育、生業の維持等の目的の場合は別様式（様式1-B）が必要になるため、環境省地方環境事務所等へ連絡してください。

（記入上の注意事項）

申請書の記入に当たっては、以下の注意事項に沿って記入する。なお、**口欄がある項目については、該当するものを選択し、チェック（レ）を入れる。ただし、【※】とある項目は必ず該当することを確認の上、チェック（レ）を入れる。**日付は申請日（提出日）を入れる。また、申請書の提出先は、特定飼養等施設の住所を管轄する環境省地方環境事務所等とする。

各事務所の管轄地域は、<http://www.env.go.jp/nature/intro/reo.html> を参照。（釧路、信越、四国、沖縄奄美については、提出先の事務所と下記に示す申請先の所長名が異なるため、注意すること）

0. 申請をする者と申請先

個人の場合は、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス及び職業を記入する。法人として飼養等をする場合は、法人として申請を行う。その場合、主たる事務所の所在地及び名称、電話番号、電子メールアドレス、代表者の氏名並びに主たる事業を記入する。

「 地方環境事務所長」については、以下のとおり、下線部に当該地区名を記入する。

北海道地区：北海道地方環境事務所長

東北地区：東北地方環境事務所長

関東地区（山梨・新潟・静岡含む）：関東地方環境事務所長

中部地区（富山・石川・福井・長野・岐阜・愛知・三重）：中部地方環境事務所長

近畿地区：近畿地方環境事務所長

中国四国地区：中国四国地方環境事務所長

九州地区（沖縄含む）：九州地方環境事務所長

1. 申請の種類

更新：飼養等許可の有効期間が終了する前に、更新のための許可申請を行う場合は更新にチェックし、前回受けた許可の許可番号及び許可の有効期間を記入する。なお、更新の際に、既に許可を受けた内容のうち、2. 2) 飼養等をしようとする数量、4. 1)～4. 3) 特定飼養等施設の所在地、種類・規模、構造、5. 主たる飼養等取扱者自体、6. 1)～6. 3) 飼養等管理体制、7. 添付資料を変更する場合は、申請の内容に含めることができる。

※次の場合は、許可内容変更の申請ではなく、様式3（住所等の変更届出）により変更事項を変更の日から30日以内に届け出ること。

- ・申請者の住所、氏名、職業及び連絡先（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、主たる事業及び連絡先）に変更があった場合
- ・5.2)～4)主たる飼養等取扱者の住所、氏名及び職業（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）に変更があった場合

2. 申請に係る特定外来生物

飼養等をしようとするザリガニ類の科名を右欄の①～④から選択し、現在飼養している数量（個体数）を記入する。複数の科を飼養している場合は、科ごとに申請書を作成する。

科ごとの代表的な流通名については、下記ページを参照すること。

<http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/gairairigan.html>

愛玩・鑑賞目的で飼養する場合は、特定外来生物として指定された日（令和2年11月2日）以降の、繁殖、譲受け等による飼養数の増加は認められない。

3. 飼養等の目的

愛玩・観賞目的以外の方は環境省地方環境事務所等へ連絡。

4. 特定飼養等施設（ザリガニ類を飼養する施設）（変更がある場合のみ記入）

- 1)所在地：特定飼養等施設を設置する場所の住所を記入する。申請者の住所と同じ場合は「申請者の住所と同じ」とすることも可。
 - 2)種類・規模：該当する特定飼養等施設にチェックし、規模（長さ×幅×高さ、水平投影面積、個数等）を記入する。複数の施設がある場合は、施設ごとに番号を振って記入すること。
 - 3)構造：特定飼養等施設の構造、材質等を記入する。複数の施設がある場合は、該当する項目の（ ）内に2)で振った番号を記入すること。
- これらの添付書類として、7.添付資料の欄にチェックし、必要な書類を添付する。
なお、施設の規模と構造が分かる図面については、施設の写真に寸法を記入することで代用可。

5. 主たる飼養等取扱者（変更がある場合のみ記入）

実際に特定外来生物の飼養等に従事する者（主たる飼養等取扱者）が申請者（個人の場合は家族を含む。法人の場合はその職員を含む。）以外の場合は、2)～4)についても記入する。
申請者が法人であつて、申請者たる法人以外の者が主たる飼養等取扱者となる場合は、申請者から主たる飼養等取扱者に特定外来生物の取扱いが委託等されていることを証する書類（委託契約書等）を添付する。

6. 飼養等管理体制（変更がある場合のみ記入）

- 1)施設の点検方法：特定飼養等施設の点検方法、点検頻度等について記入する。
- 2)飼養等が困難になった場合の措置：許可を受けた後にやむを得ない事情により飼養等をすることが困難になった場合の措置について、記載内容を十分確認した上で、2つの口欄両方にチェックする。
- 3)特定外来生物の運搬の有無：引越し等、特定外来生物の運搬が想定される場合は有りの欄にチェックし、想定されない場合は無しにチェックする。なお、有りにチェックした場合は、引越し等運搬の目的を記入する。運搬が有りの場合、移動用施設についても申請が必要になるため「4. 特定飼養等施設」の欄に必要な事項を記入する。

7. 添付資料（変更がある場合のみ記入）

- ①～④について、前回許可時から変更がある場合には該当の書類にチェックする。また、その他添付する資料がある場合は、⑤に資料名を記入し、チェックする。チェックした全ての書類を添付する。
- ①施設の図面については、施設の規模・構造が分かるものを添付する。施設の写真に寸法を記入することも代用可とする。給排水設備がある場合は、当該設備の状況が分かる図面及び写真も添付する。
 - ②施設の写真については、施設の全体像及び設置状況が分かるものを添付する。施設が求められる施設の場合は、施設状況が分かる写真も添付する。
 - ③敷地内における施設の位置図について、室内に設置する場合は建物内における施設の位置図を添付する。
 - ④施設の設置場所周辺の縮尺1:5,000以上の概況図については、住宅地図等を添付する。

8. 施行規則第6条第3号から第5号に該当しないことの証明

以下の①～③の全てに該当しないことを確認し、にチェックする。

- ①外来生物法又は外来生物法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わった、又は執行を受けることがなくなった日から2年経過していない
- ②外来生物法の飼養等許可を取り消され、その取り消しの日から起算して2年経過していない
- ③申請者が法人である場合、その法人の役員のうち、①②のいずれかに該当する者がいる